

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年度（仮称）川崎市卸売市場次期経営プラン策定に向けた調査等業務委託

(2) 履行場所

川崎市中央卸売市場北部市場 他

（川崎市宮前区水沢1-1-1）

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(4) 委託概要

本業務は、令和6年度での（仮称）川崎市卸売市場次期経営プラン骨子案の策定に向けて、卸売市場を取り巻く社会情勢の変化や国等の動向を踏まえ、本市卸売市場の現状課題の分析を実施するとともに、本市卸売市場の取り組むべき方向性等を明らかにした上で必要な書類や各種データ等を整理・作成し、次期経営プランの策定を効率的かつ効果的に推進するための業務支援を行うものです。詳細は、委託仕様書によります

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「市場調査」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加申込書等の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、入札参加申込書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1

川崎市中央卸売市場北部市場管理事務所棟3階 市管理事務所

電話：044-975-2225 FAX：044-975-2242

メールアドレス：28hokan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年9月10日（火）から令和6年9月17日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合、令和6年9月13日（金）必着）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和6年9月20日（金）までに、一般競争入札参加資格確認通知書を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格

審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

(1) 交付場所 3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和6年9月20日(金) 午後1時から午後5時まで

5 仕様書等に関する問い合わせ

(1) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(2) 質問書の提出先

3(1)に同じ

(3) 質問書の提出期間

令和6年9月20日(金) から令和6年9月25日(水) まで

午前8時30分～午後5時(ただし、開庁日の正午～午後1時、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(4) 質問書の提出方法

電子メール、郵送又は持参(郵送の場合、令和6年9月25日(水) 午後5時必着)

(5) 回答方法

令和6年9月27日(金) 午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、電子メール又はFAXにて送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年10月2日(水) 午前10時00分

イ 場所 川崎市中央卸売市場北部市場管理事務所棟2階 大会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

- (2) 前払金 無
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じです。